

お知らせ

市職員を募集します

職種	採用予定人員	受験資格
社会福祉士 (上級)	1人	次の要件を満たす人 昭和56年4月2日以降に生まれた人で社会福祉士の資格を有する人 (平成23年3月31日までに取得する見込みの人を含む)
保育士職・ 幼稚園教諭職	若干名	次の要件をすべて満たす人 ア 昭和46年4月2日以降に生まれた人 イ 保育士の登録をした人(平成23年3月31日までに登録見込みの人を含む) ウ 幼稚園教諭1種または2種の免許状を有する人(平成23年3月31日までに取得する見込みの人を含む)

■第1次試験日 2月5日(土)
■申込受付締切 1月19日(水)
【受験申込書配布窓口】
長浜市役所総務部人事課・各支所地域振興課
【受験申込窓口】
長浜市職員選考委員会(長浜市役所人事課内)
〒526-8501 長浜市高田町12番34号 ☎65-6502

★受験申込書を郵送で請求される人へ
封筒の表に『〇〇職受験申込書請求』と朱書きし、返信用封筒(角型2号=33cm×24cmの封筒に120円切手を貼って、宛名を明記したもの)を同封して、左記まで送付してください。
※市ホームページからダウンロードすることもできます。

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったか概略をお知らせします。

市政の動き (11月16日~12月15日)

11/17 (水)

第2回新ながはまづくり市民懇話会

【内容】6支所(旧6町)地域の現況把握。
【結果】6支所(旧6町)地域の現況について支所長から説明を受け、意見交換した。
【担当課】新市政推進戦略課 ☎65-6505

11/18 (木)

第6回長浜市景観審議会

【内容】長浜市景観まちづくり計画(一部改定案)について、屋外広告物に関する独自規制基準(案)について、大切にしたい長浜の景観「ながはま百景」の選定について。
【結果】平成23年から施行する長浜市景観まちづくり計画(一部改定案)について審議。また、平成24年度施行予定の市屋外広告物条例の規制基準(案)や「ながはま百景」の選定に関して意見交換した。
【担当課】都市計画課 ☎65-6562

11/19 (金)

第2回長浜市総合計画審議会

【内容】6支所(旧6町)地域の現況把握。
【結果】6支所(旧6町)地域の現況について支所長から説明を受け、意見交換した。
【担当課】新市政推進戦略課 ☎65-6505

12/2 (水)

第5回長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市民会議

【内容】長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について
【結果】長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について検討した。
【担当課】環境保全課 ☎65-6513

12/7 (水)

長浜市教育振興基本計画策定委員会 第4回会議

【内容】パブリックコメントの結果について、長浜市教育振興基本計画(案)の答申について
【結果】計画(案)をまとめ、委員長が市長へ計画(案)を答申した。
【担当課】教育委員会事務局教育総務課 ☎74-3700



市長へ答申書を手渡す杉江委員長(右)→

※詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.nagahama.shiga.jp>) をご覧ください。

お知らせ

長浜税務署からののお知らせ

○所得税・消費税の決算・確定申告説明会

開催日	会場	時間
1月28日(金)	勤労者福祉会館 臨湖多目的ホール(港町)	13時~16時

- ・給与所得や年金所得者等を中心とした確定申告書A様式の記載方法等
- ・事業所得、不動産所得や農業所得者等を中心とした確定申告書B様式の記載方法等
- ・消費税等の確定申告書の記載方法等

*説明会のため、確定申告書の提出や個別相談はできませんので、ご注意ください。

○サラリーマンや年金受給者のための還付申告受付会

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。

開催日	会場	受付時間
2月1日(火),15日(火)	長浜市民交流センター ふれあいホール(地福寺町)	9時30分~12時 13時~15時30分
2月3日(木)	長浜市役所高月支所 3階 3-B会議室(高月町渡岸寺)	
2月4日(金)	長浜市役所浅井支所 3階 大会議室(内保町)	

- ・年金受給者や給与所得者の医療費控除等の還付申告の受付
- ・年金受給者で、給与所得や農業所得がある人の申告
- ・中途退職(者)に係る還付申告の受付

*各会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。

☎長浜税務署 ☎62-6144
税務署の電話は、自動音声案内でご案内しています。

平成23年1月31日(月)まで
償却資産の申告は、
事業にお使いの償却資産(土地、家屋、自動車税・軽自動車税の課税対象除外)は、固定資産税の課税対象となります。
市内で償却資産をお持ちの個人・法人の別や資産の多寡に関わらず、毎年1月1日にお持ちの資産を申告していただくこととなります。
具体的な申告方法については、申告書とあわせて送付しました申告の手引きを参照のうえ、お

問 税務課資産税グループ
☎65-6523
または各支所福祉生活課

早めに申告してください。(前年度から資産状況に異動がない場合でも申告は必要です。)
なお、平成22年度の申告については、合併前の平成21年12月に長浜市ほか旧6町から送付し、送付のあった長浜市・旧6町(支所)ごとに申告いただきましたが、平成23年度の申告については、旧市町の別なく、1つにまとめて申告してください。

バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中旬に

軽自動車税は、原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン・フォークリフト等)、四輪の軽自動車などを、毎年4月1日に所有している人に課税されます。他人へ譲ったり、故障などで廃棄または盗難に遭い車両を有していない場合も、名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税がかかることとなります。また所有者がお亡くなりの場合、名義変更の手続きをしてください。

【申請・問合せ窓口】

- ▶原動機付自転車・小型特殊自動車(旧1市8町ナンバーの車両)は、市税務課、各支所福祉生活課へ
 - ▶滋賀ナンバーの軽自動車は軽自動車検査協会 ☎077-585-7103へ <http://www.keikenkyo.or.jp>
 - ▶125ccを超える二輪車(滋賀ナンバー)は、滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064へ
- ※必要書類等は、それぞれ電話で問合せください。

転入や転出時には軽自動車の手続きも忘れずに!

- ▶長浜市(旧8町ナンバー含む)の車両は、市区町村役場で廃車・登録の手続きをしてください
- ▶滋賀ナンバーの車両は、お住まいの軽自動車検査協会または運輸支局で住所変更の手続きしてください

3月は申請窓口の混雑が予想されますので、お早めにお手続きください。